

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(廃掃法)」の一部が改正され、特別管理産業廃棄物の判定基準、廃棄物最終処分場からの放流水の排出基準等が変更されます。(施行日 平成28年9月15日)

〈主な変更内容〉

1. トリクロロエチレンの産業廃棄物／特別管理産業廃棄物を判定する基準

1) 汚泥・廃油・処理物(廃酸・廃アルカリを除く)

基準値(現行)	基準値(改正後)
0.3mg/L以下	0.1mg/L以下

2) 廃酸・廃アルカリ(処理物を含む)

基準値(現行)	基準値(改正後)
3mg/L以下	1mg/L以下

2. トリクロロエチレンの一般廃棄物最終処分場・産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排出基準

基準値(現行)	基準値(改正後)
0.3mg/L以下	0.1mg/L以下

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)に基づく産業廃棄物の溶出試験・含有試験および排水分析についてのお問い合わせは、下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

産業廃棄物の分析項目と基準値一覧(静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 別紙1参照)

- 1) 産業廃棄物が下記基準値から外れると『特別管理産業廃棄物』になります。
- 2) 産業廃棄物の試験検査は『排出事業者が年1回以上行う』必要があります。

(※)記載があるもの以外の 単位:(mg/L)	汚泥		燃え殻		ばいじん		鉱さい		廃酸・廃アルカリ		廃油	
	溶出試験(※)								含有試験(※)		—	
	対象	基準	対象	基準	対象	基準	対象	基準	対象	基準	対象	基準
水素イオン濃度指数(pH)	●	-	-	-	-	-	-	-	●	2.0以下 12.5以上	-	-
アルキル水銀化合物	△注1	不検出	-	-	△注1	不検出	△注1	不検出	△注1	不検出	-	-
水銀又はその化合物	●	0.005	-	-	●	0.005	●	0.005	△注2	0.05	-	-
カドミウム又はその化合物	●	0.09	●	0.09	●	0.09	●	0.09	△注2	0.3	-	-
鉛又はその化合物	●	0.3	●	0.3	●	0.3	●	0.3	△注2	1	-	-
有機燐化合物	△注2	1	-	-	-	-	-	-	△注2	1	-	-
六価クロム化合物	●	1.5	●	1.5	●	1.5	●	1.5	△注2	5	-	-
砒素又はその化合物	●	0.3	●	0.3	●	0.3	●	0.3	△注2	1	-	-
シアン化合物	●	1	-	-	-	-	-	-	△注2	1	-	-
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	△注2	0.003	-	-	-	-	-	-	△注2	0.03	-	-
トリクロロエチレン	△注2	0.1	-	-	-	-	-	-	△注2	1	含有	廃溶剤
テトラクロロエチレン	△注2	0.1	-	-	-	-	-	-	△注2	1	含有	廃溶剤
ジクロロメタン	△注2	0.2	-	-	-	-	-	-	△注2	2	含有	廃溶剤
四塩化炭素	△注2	0.02	-	-	-	-	-	-	△注2	0.2	含有	廃溶剤
1,2-ジクロロエタン	△注2	0.04	-	-	-	-	-	-	△注2	0.4	含有	廃溶剤
1,1-ジクロロエチレン	△注2	0.2	-	-	-	-	-	-	△注2	2	含有	廃溶剤
シス-1,2-ジクロロエチレン	△注2	0.4	-	-	-	-	-	-	△注2	4	含有	廃溶剤
1,1,1-トリクロロエタン	△注2	3	-	-	-	-	-	-	△注2	30	含有	廃溶剤
1,1,2-トリクロロエタン	△注2	0.06	-	-	-	-	-	-	△注2	0.6	含有	廃溶剤
1,3-ジクロロプロペン	△注2	0.02	-	-	-	-	-	-	△注2	0.2	含有	廃溶剤
チウラム	△注2	0.06	-	-	-	-	-	-	△注2	0.6	-	-
シマジン	△注2	0.03	-	-	-	-	-	-	△注2	0.3	-	-
チオベンカルブ	△注2	0.2	-	-	-	-	-	-	△注2	2	-	-
ベンゼン	△注2	0.1	-	-	-	-	-	-	△注2	1	含有	廃溶剤
セレン又はその化合物	△注2	0.3	△注2	0.3	△注2	0.3	●	0.3	△注2	1	-	-
ダイオキシン類	△注3	3ng- TEQ/g	△注4	3ng- TEQ/g	△注4	3ng- TEQ/g	-	-	△注3	100pg- TEQ/L	-	-
1,4-ジオキサン	△注2	0.5	-	-	△注2	0.5	-	-	△注2	5	-	-
含水率	●	85%以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熱灼減量	-	-	●	10%以下	-	-	-	-	-	-	-	-
全油分	●	5%以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
引火点 (★)引火性廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	70℃未満 (★)

- ①●印、△印は実施すべき分析項目を示します。
- ②●印は『必ず実施』すべき分析項目を示します。
- ③△印については、次により省略することができます。
  - 注1：総水銀が検出されなければ省略することができます。
  - 注2：政令で定める事業場(いわゆる特定排出事業所)に該当しない場合であって、製造過程等発生フローからみて含有するおそれがないものについては、省略することができます。
  - 注3：廃棄物焼却炉である特定施設において、産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥(排ガス洗浄施設排出されたものに限る)に該当しない場合にあつては、省略することができます。
  - 注4：廃棄物焼却炉である特定施設において産業廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん(集じん施設によって集められたものに限る。)又は燃え殻に該当しない場合にあつては、省略することができます。
- ④政令第2条第13号に掲げる廃棄物については、処理前の廃棄物に準じて取り扱って下さい。
- ⑤過去3年以内の分析値が基準の1/2以上であった項目については、搬出時ごとに分析を行って下さい。
- ⑥前項の規定にかかわらず、次の汚泥等の分析は省略することができます。
  - (1) 食料品製造業から排出される汚泥及びガソリンスタンドの洗車汚泥については、含水率及び油分以外は省略することができます。
  - (2) 動物のふん尿処理施設、土木建設工事、浄水場及び生コン製造施設から発生する汚泥については、含水率以外は省略することができます。
  - (3) クリーニング業から排出される蒸留残さ汚泥及び廃油については、全項目省略することができます。
  - (4) 鋳物廃砂については、全項目省略することができます。
- ⑦製造過程等発生フローからみて含有するおそれのないものと認められる項目、または、排出時の性状、状態が購入時と変化していない廃棄物(バッテリー、試薬等)については、静岡県廃棄物リサイクル課および関係健康福祉センターと協議の上、省略することができます。